

## 防火安心みおつくしマーク表示制度実施要綱

(平成21年3月31日計画調整局長、健康福祉局長、消防局長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、市民等が利用する店舗の防火安全対策等を総合的に評価したうえで、防火安全性の向上に努めていると認められる店舗に対して、その旨を表すマークを交付し、当該店舗がこれを表示して市民に情報提供することにより、市民の安全、安心を確保するとともに関係者のなお一層の努力を促し、防火安全性の高い店舗へ誘導していくことを目的とする制度の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (制度の名称)

第2条 本制度は、防火安心みおつくしマーク表示制度と称する。

### (本制度の対象とする店舗)

第3条 本制度の対象とする店舗は、本市の区域内に存するカラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条第2項各号に掲げるものとする。

2 前項の規則第5条第2項各号に掲げる店舗を例示すれば、次のとおりである。

- (1) 複合カフェ（漫画喫茶、インターネットカフェ等）
- (2) テレホンクラブ
- (3) 個室ビデオ店

### (防火安心みおつくしマーク)

第4条 防火安心みおつくしマークは、別記様式第1号のとおりとする。

### (申請)

第5条 防火安心みおつくしマークの交付の申請者は、第3条において本制度の対象とした店舗の所有者又は管理者とし、申請は、消防局予防部に交付申請書（別記様式第2号）に必要書類を添えて行うものとする。

### (防火安心みおつくしマークの交付)

第6条 市長は、前条の申請に係る必要書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該店舗が別表に定める交付基準に適合していると認めるときは、交付の決定を防火安心みおつくしマーク交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に

通知し、防火安心みおつくしマークを当該店舗に交付するものとする。

- 2 防火安心みおつくしマークには、店舗名、交付番号、交付年月日及び表示期間を記載する。
- 3 市長は、前条の申請に係る必要書類の確認又は必要に応じて行う現地調査等の結果、当該店舗が別表に定める交付基準に適合していないと認めるときは、不交付の決定を防火安心みおつくしマーク不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（防火安心みおつくしマークの表示等）

第7条 防火安心みおつくしマークは、当該店舗にこれを表示することができる。

- 2 防火安心みおつくしマークを表示できる期間は、交付を受けた日から2年とする。

（返納）

第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、防火安心みおつくしマークを返納させるものとする。

- (1) 関係者から返納の申し出があったとき
- (2) 別表に定める交付基準を満たさないこととなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により防火安心みおつくしマークの交付を受けたことが判明したとき
- (4) 店舗の名称に変更があったとき
- (5) 店舗を改装し出入口、通路等に変更が生じた場合、又は店舗内間仕切り、構造等に変更があったとき
- (6) 店舗の用途に変更があったとき
- (7) 店舗が事業を廃止又は休止したとき
- (8) 防火安心みおつくしマークの表示に際し不誠実な行為があったとき

（公表）

第9条 市長は、防火安心みおつくしマークを交付した店舗の名称、業種及び所在地について、ホームページ等により公表するものとする。

（施行の細目）

第10条 この要綱の運用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

防火安心みおつくしマーク交付基準

第1 関係法令の遵守状況に関すること

項 目	内 容
消防関係法令	消防関係法令の基準に適合していること
建築関係法令	建築関係法令の基準に適合していること

第2 防火に係る取り組みに関すること

項 目	内 容
防 火 研 修	主たる従業員が、消防局が別に定める実践的な防火研修を受講し、営業時間中は当該研修修了者が勤務していること

第3 避難安全性に関すること

項 目	内 容
避 難 経 路 図	各個室の見やすい箇所に、当該個室からの廊下、階段、避難口その他の避難施設等に至る避難経路図を明示していること
避難経路の確保	2以上の有効な避難経路を確保していること

第4 用途に関すること

項 目	内 容
宿泊させる意思	宿泊料を受けて、人を宿泊させる意思がないこと
寝具等の提供	寝具等を提供しないこと (例) ・ベッド、布団、枕、毛布（ひざ掛けを除く。）等の提供 ・倒すことによりフラット（平ら）になる椅子の設置

広 告	<p>ホテル、旅館、宿、宿泊等旅館業施設と紛らわしい内容を 標榜しないこと</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ゆっくり眠れます。</li><li>・安く泊まります。</li><li>・一泊 ○○○円。</li><li>・モーニングコールします。</li><li>・仮眠できます。</li><li>・お泊りできます。</li><li>・休憩できます。</li><li>・ホテル並みの客室あります。</li></ul>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記

様式第1号（第4条関係）（A4）



備考 色は次のとおりとする。

1 地色 紺 2 枠線 金 3 みおつくしマーク 黄 4 文字 白 5 店舗名等記載事項欄  
地色 白 6 店舗名等記載事項欄文字 黒

様式第2号（第5条関係）（A4）

防火安心みおつくしマーク交付申請書

平成 年 月 日

大 阪 市 長

申請者

住 所

氏 名

次の店舗について、防火安心みおつくしマークの交付を申請します。

店 舗 名	
業 種 該当する業種に☑すること	<input type="checkbox"/> カラオケボックス <input type="checkbox"/> 複合カフェ <input type="checkbox"/> テレホンクラブ <input type="checkbox"/> 個室ビデオ店
所 在 地	大阪市 区
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	

\*防火安心みおつくしマークの交付が決定した場合、店舗名・業種・所在地を大阪市ホームページ等で公表します。

申 請 区 分 該当する区分に☑すること	<input type="checkbox"/> 新 規 <input type="checkbox"/> 更 新（表示期間      ）
-------------------------	--------------------------------------------------------------------------

\*更新の場合は、現在交付を受けている防火安心みおつくしマークの表示期間を記入して下さい。

様式第3号（第6条関係）（A4）

平成 年 月 日

防火安心みおつくしマーク交付決定通知書

（申請者）

様

大 阪 市 長

平成 年 月 日付けで申請のあった貴店舗に対し、防火安心みおつくしマークを交付することを決定しましたので通知します。

記

店 舗 名	
所 在 地	大阪市 区
電 話 番 号	
交 付 番 号	
交 付 年 月 日	
表 示 期 間	
特 記 事 項	

\*防火安心みおつくしマークには、太線枠内の事項が記載されます。

\*防火安心みおつくしマークの交付が決定した貴店舗の名称、業種及び所在地は大阪市のホームページに掲載します。

様式第4号（第6条関係）（A4）

平成 年 月 日

防火安心みおつくしマーク不交付決定通知書

（申請者）

様

大 阪 市 長

平成 年 月 日付けで申請のあった貴店舗に対し、下記の理由により防火安心みおつくしマークを交付しないことを決定しましたので通知します。

記

店 舗 名	
所 在 地	大阪市 区
理 由	
特 記 事 項	